

提出年月日 6. 5. 17
受理年月日 6. 5. 17
陳情第4

石岡市内にドッグラン設置を求める陳情

〔陳情趣旨〕

私たちは、「人と犬がふれあえるレクリエーション空間づくり」が必要と思います。「石岡市動物の愛護及び管理に関する条例」が、令和5年9月14日に制定され、第8条(1)ウに「飼養する犬を制御できる者が、人畜に危害を加えるおそれのない方法で運動させる」と記載されています。

石岡市が、より多くの方が、より快適に、より安心・安全に、犬と共に暮らせる「魅力ある街」となることを望みます。

石岡市では、犬を飼っている家庭も数多く、犬と一緒に散歩や遊びを楽しむ方も多数おられます。しかし、リードを外して犬を思い切り走らせる場所が石岡市にはありません。

人と犬がともに利用できますよう、下記項目の「ドッグラン」設置を強く要望します。

〔陳情項目〕

石岡駅東側の未利用地に「ドッグラン」を設置してください。

- ①エリア区分は、小型犬と大型犬の2区分を設定すること。
- ②エリアの出入り口は、二重構造の扉とすること。
- ③ドッグラン外周とエリアを仕切る場合のフェンスはメッシュフェンスとし、犬の飛び出しを防ぐため高さは1.5m以上とすること。
- ④エリア内に利用者のベンチ及び犬の水飲み場・足洗い場を設置すること。
- ⑤利用者のために、駐車場とトイレを設置すること。

※陳情者総数216名の署名を添えて陳情いたします。

- 参考資料 ①茨城県南自治体におけるドッグラン設置状況
②旭川市の「ドッグラン施設整備に関する基本的考え方」

【委員長報告要旨】

委員からは「ドッグラン自体はあったらいいとは思いますが、ドッグランが適してる場所は、静かな場所なんじゃないか。」との意見や、「駅東のどこまでが東ととらえているか分からないが、駅東にはたくさん人が集まるとされるスケートボードパークや、バスターミナルもあり、駅にもかなりの乗降客が訪れる。犬も動物なので、もしかしたら、獐猛になる、そういった部分も考えられると思う。ドッグランを造ってあげるといいことかと思うが、場所の設定とかそういうこととなってくると、願意は妥当だとは思えない。」などの意見が出されま

した。

【結果】

不採択